

にいがたきた 第10号



**令和6年7月16日(火)より、新潟市北区森下250番地1(旧豊栄セ・モア)へ
移転します。何かとご不便をおかけいたしますが、宜しくお願いいたします。**

※ 電話、FAX番号及びメールアドレスに変更はありません。詳しい案内図は、ホームページに掲載してあります。

新潟北土地改良区

新潟市北区新井郷505番地

TEL (025) 387-2452

FAX (025) 387-2746

E-mail: niigatakitadokai

@sage.ocn.ne.jp

http://niigatakita.com/



土地改良区の現況 (R6.4.1現在)

賦課 地積	田	4,054 ha
	畑	165 ha
組合 員数		3,782 人

	理事長あいさつ	2
目次	臨時総代会、通常総代会の報告	3
	令和4年度 収支決算報告	4
	令和6年度 収支予算報告	6
	令和6年度 賦課額一覧表	7
	令和6年度 転用決済金一覧表	8
	令和6年度 新規事業計画	9
	お知らせ・お願い	10
	賦課金納入期限のお知らせ	12

理事長挨拶



理事長 加藤 豊

「土地改良区だより」発行にあたり一言ご挨拶申し上げます。
去る、令和6年3月16日に第7回通常総代会を長浦コミュニティセンターにおいて開催いたしました。総代の皆様のご協力のもと、令和6年度予算を含む全議案を承認、可決していただきましたので、大事な予算を有効に執行させていただく所存であります。

昨年の夏は異常な高温等により、主力品種であるコシヒカリに影響し今までにないような収量減や品質低下となり大きなダメージを受けましたので、今年は今後も続くと予想される異常気象に対して準備を進めておりました。ところが年明け早々に能登半島沖を中心とする、震度7を超える大地震が発生し各地に大きな被害をもたらしました。

石川県では約8万戸を超える家屋に被害が生じ、地震発生から5ヶ月以上経過してもインフラ整備の復旧が進んでいない状況が報道されています。

新潟県では上越市や新潟市西区で液状化の影響により、多くの家屋が崩壊したり道路の陥没や農地及び農業用施設に被害が出ております。幸いにして北区内では大きな被害は見られませんでした。この地震では今なお多くの方が厳しい避難生活を余儀なくされております。一日も早い復旧、復興を心から願うとともに、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げます。

この地震を受けて、当管内では例年より早めに施設の被害状況調査を実施したところ、大きな損傷箇所は見られず、ほぼ順当に農作業が進んでいる状況を見て一安心しております。

近年、毎年のように地球温暖化の影響による異常気象により、日本に限らず世界各地で集中豪雨や干ばつ等の大規模な自然災害が頻発しております。それらに対応すべく土地改良施設が併せもつ多面的機能効果の発揮がますます求められているのですが、多くの施設が経年劣化により老朽化が進んでいるため、国営、県営事業やストックマネジメント事業等による様々な補助事業を活用しながら、施設の機能保全に取り組んでおります。

最後に、事務所の移転に関して若干ご報告いたします。昨年この時期は、現在の事務所を改修して今後も使用する計画でしたが、その後に新潟市農協さんから旧新潟市農協岡方支所の建物を賃貸する話があり検討していた最中に、旧豊栄セ・モア岡方ホールが売りに出されている情報が入り、早速役員会で検討を重ねて他の物件と比較した結果、旧豊栄セ・モア岡方ホールを取得し事務所とする結論にいたしました。そこで3月に入札を行い(株)佐藤工務店様が落札され、現在工事は順調に進み7月中旬には移転が完了する見通しとなっております。

この間、何かとご迷惑やご不便をおかけしますが、何卒ご理解をいただきたいと思っております。最後に、今年も役職員一同土地改良区の事業運営に精一杯取り組んでまいりますので、皆様からのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

加藤理事長 旭日双光章 を受章

地域農業の発展に尽力し、新潟北土地改良区の合併を実現するなど、土地改良区組織の基盤強化に貢献したことが高く評価され、令和5年度秋の叙勲受章となりました。

※ 旭日双光章とは
国や公共に対し功労のある者に授与され勲章です



第5回臨時総代会

日 時：令和5年10月23日（月）
現在数 / 57名 出席者数 / 43名

場 所：豊栄地区公民館
欠席者数 / 14名 出席率 / 75%

議 事

- 第1号議案 令和4年度 事業報告の承認について
第2号議案 令和4年度 財産目録の承認について
第3号議案 令和4年度 一般会計財務諸表の承認について
・貸借対照表 ・財務諸表に対する注記
第4号議案 令和4年度 一般会計収支決算の承認について
・一般会計収支決算書 ・収支決算書に対する注記
報 告 令和4年度 監査報告について
第5号議案 令和5年度 専決処分の報告並びに承認について
第6号議案 土地改良区事務所の購入について（否決 2名）
第7号議案 令和5年度 一般会計収支補正予算議決について（否決 1名）



議長
野口 藤春 総代

第7回通常総代会

日 時：令和6年3月16日（土）
現在数 / 60名 出席者数 / 52名

場 所：長浦コミュニティセンター
欠席者数 / 8名 出席率 / 86%

議 事

- 第1号議案 専決処分の報告並びに承認について
第2号議案 令和5年度 一般会計収支補正予算議決について
第3号議案 令和5年度 特別会計葛塚排水機場維持管理費
収支補正予算議決について
第4号議案 令和5年度 特別会計濁川取水場維持管理費
収支補正予算議決について
報 告 令和5年度 中間監査報告について
第5号議案 令和6年度 事業計画について
第6号議案 令和6年度 新規団体営基幹水利施設ストックマネジメント
事業の実施議決について
第7号議案 令和6年度 新規土地改良施設維持管理適正化事業の実施議決について
第8号議案 令和6年度 特別会計大沼第8区圃場整備推進事業費の設置（規約第33条）及び
加入金の徴収（定款第35条）議決について
第9号議案 令和6年度 一般会計収支予算議決について
第10号議案 令和6年度 特別会計農道補修機械維持管理費収支予算議決について
第11号議案 令和6年度 特別会計葛塚排水機場維持管理費収支予算議決について
第12号議案 令和6年度 特別会計濁川取水場維持管理費収支予算議決について
第13号議案 令和6年度 特別会計大沼第8区圃場整備推進事業費収支予算議決について
第14号議案 賦課金の賦課及び徴収方法等の議決について
第15号議案 一時借入金の議決について
第16号議案 歳計現金の預入先議決について
第17号議案 役員報酬等の議決について



議長
笹川 芳樹 総代

★全議案 否決 1名

令和4年度 一般会計収支決算

令和5年3月31日現在

(単位：円)

収入科目	決算額	支出科目	決算額
土地改良事業収入	418,154,730	土地改良事業費支出	435,821,351
附帯事業収入	25,705,978	附帯事業費支出	366,740
基本財産運用収入	4,943	一般管理費支出	132,194,964
特定資産運用収入	7,385,474	土地改良事業負担金支出	83,459,898
補助金等収入	180,469,999	借入金返済支出	21,371,286
交付金収入	39,410,000	支払利息	585,169
業務受託料収入	15,434,612	特定資産積立支出	114,761,361
雑収入	2,634,589	雑支出	0
特定資産取崩収入	44,312,000	予備費	0
固定資産売却収入	36,031,366		
繰越金	173,338,256		
収入合計	942,881,947	支出合計	788,560,769

令和4年度 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1.流動資産	443,984,646	1.流動負債	300,311,612
現金及び預金	354,801,011	未払金	288,193,580
未収賦課金等	1,469,888	賞与引当金	8,380,032
その他未収金	87,713,747	適正化事業拠出金短期未払金	3,738,000
2.固定資産	8,114,801,478	2.固定負債	139,577,205
(1)基本財産	9,137,310	公庫資金等長期借入金	22,818,459
宅地及びその従物	9,137,310	その他の長期借入金	7,224,914
(2)特定資産	8,075,849,498	適正化事業拠出金長期未払金	4,062,000
所有土地改良施設	6,609,493,553	職員退職給与引当金	104,829,333
土地改良施設用地等	348,338,703	役員退任慰労引当金	642,499
受託土地改良施設使用収益権	128,737,381		
財政調整積立資産	601,417,152	負債合計	439,888,817
職員退職給付引当積立資産	60,233,140		
役員退任慰労金積立資産	645,000	III 正味財産の部	
転用決済金積立資産	312,990,549	1.指定正味財産	2,760,497,569
農道補修機械更新積立資産	13,994,020	受取補助金等	513,902,601
(3)その他固定資産	29,814,670	所有土地改良施設受贈益	2,246,594,968
建物	16,146,403	(うち基本財産への充当額)	
車両運搬具	1,033,942	(うち特定資産への充当額)	(2,760,497,569)
器具備品	147,029	2.一般正味財産	5,358,399,738
備品費等	210,592	一般正味財産	5,358,399,738
適正化事業拠出金	6,672,000	(うち基本財産への充当額)	(9,137,310)
長期未収賦課金	703,704	(うち特定資産への充当額)	(5,254,473,789)
経常賦課金	583,414		
特別賦課金	120,290	正味財産合計	811,897,307
出資金	1,301,000		
長期貸付金	3,600,000		
資産合計	8,558,786,124	負債及び正味財産合計	8,558,786,124

令和4年度 正味財産増減計算書

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部		2. 経常外増減額の部	
1. 経常増減の部		(1) 経常外収入	6,059,736
(1) 経常収入	1,074,009,878	固定資産売却収入	6,059,736
土地改良事業収入	419,624,618	(2) 経常外支出	585,169
附帯事業収入	25,705,978	借入金利息	585,169
基本財産運用収入	4,943		
特定資産運用収入	28,703	当期経常外増減額	5,474,567
受取補助金等	585,938,121		
受取交付金	26,420,000	当期一般正味財産増減額	△339,979,559
受取業務受託料	15,434,612	一般正味財産期首残高	5,698,379,297
雑収入	852,903	一般正味財産期末残高	5,358,399,738
(2) 経常支出	1,419,464,004		
土地改良事業費支出	426,215,351	II 指定正味財産増減の部	
附帯事業費	366,740	受取交付金	26,420,000
減価償却費	766,684,370	一般正味財産への振替額	△431,888,122
一般管理費	142,737,645		
土地改良事業負担金	83,459,898	当期指定正味財産増減額	△405,468,122
		指定正味財産期首残高	3,165,965,691
当期経常増減額	△345,454,126	指定正味財産期末残高	2,760,497,569
		III 正味財産期末残高	8,118,897,307

令和4年度 財産目録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部	8,558,786,124	II 負債の部	439,888,817
1. 流動資産	443,984,646	1. 流動負債	300,311,612
2. 固定資産	8,114,801,478	2. 固定負債	139,577,205
		III 正味財産の部	8,118,897,307

監査報告書

新潟北土地改良区定款第22条の規定により、令和5年7月24日、25日の2日間にわたり令和4年度の業務及び財務状況を監査したので、その結果を報告します。

- ★総評
- ・全体として、良好に運営されていると認める。
 - ・組合員の経営を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。当土地改良事業についてもより一層の経費節減、節約等を進め、組合員の負担軽減に努めて頂きたい。
 - ・職員の高齢化による技術者、経験者の空洞化をまねかないような人事構成に取り組んでほしい。

新潟北土地改良区

総括監事
監 事
監 事

曾 我 権 次
皆 川 芳 衛
五十嵐 勇

令和6年度 収入支出予算

事業年度／令和6年4月1日～令和7年3月31日

(単位:千円)

収入科目	一般会計	特別会計				内 部 取引消去	合計
		農道補修機	葛塚排水機	濁川取水場	圃場整備		
土地改良事業収入	437,100	5,005	208				442,313
附帯事業収入	24,971						24,971
特定資産運用収入	45	1					46
補助金等収入	262,475		1,042		1,348		264,865
交付金収入	47,240						47,240
業務受託料収入	0			17,139			17,139
雑収入	1,148		1				1,149
特定資産取崩収入	74,714						74,714
他会計繰入金	200				1,960	△2,160	0
(A) 当期収入 合計	847,893	5,006	1,251	17,139	3,308	△2,160	872,437
繰越金	106,605	900	290	1	0		107,796
(B) 収入合計	954,498	5,906	1,541	17,140	3,308	△2,160	980,233

支出科目	一般会計	特別会計				内 部 取引消去	合計
		農道補修機	葛塚排水機	濁川取水場	圃場整備		
土地改良事業費支出	597,340	4,805	1,377	17,139	1,993		622,654
附帯事業費支出	1,100						1,100
一般管理費支出	203,847						203,847
土地改良事業負担金支出	95,657						95,657
借入金返済金支出	9,424						9,424
支払利息	214						214
特定資産積立資産	44,400	900	163		1,315		46,778
雑支出	62	1	1	1			65
予備費	494						494
他会計繰出金	1,960	200				△2,160	0
(C) 当期支出 合計	954,498	5,906	1,541	17,140	3,308	△2,160	980,233
(A)-(C) 当期収支差額	△106,605	△900	△290	△1	0	0	△107,796
(B)-(C) 次期繰越収支差額	0	0	0	0	0	0	0

令和6年度 賦課額一覧表

地区名	10a当り合計額 (円)		地区名	10a当り合計額 (円)	
	田	畑		田	畑
大沼第1区	11,892	530	葛塚県圃事業区		
大沼第2区	9,892	130	第1工区	7,664	1,190
大沼第3区	12,742	700	第2工区	9,064	1,190
大沼第4区	16,092	1,370	棕新田事業区	11,364	—
大沼第5区	11,862	524	源兵衛分垂口事業区	9,614	—
大沼第6区	13,764	1,110	葛塚第3事業区	10,740	2,046
大沼第7区	11,342	900	両村圃事業区		
大沼第8区	15,994	1,116	東部用水	10,214	1,680
飯野鼻地区	10,414	920	〃 大沼郷	14,764	—
福島潟地区	8,926	8,926	六ヶ村用水	9,714	1,680
堀田地区	10,948	—	〃 乗通郷	8,314	—
県圃第2地区	12,514	402	葛塚郷地区	7,378	640
第2区長場地区	7,528	300	嘉山前新田事業区	11,824	1,962
第2区浦木地区	7,528	300	木崎第1事業区	11,084	—
杓子潟地区	12,308	1,156	木崎第2事業区	10,336	—
上土地亀地区	9,688	732	放水路右岸地区	9,822	—
下土地亀地区第3区	12,328	1,140	木崎第3事業区	10,594	—
下土地亀地区第4区	10,728	780	放水路右岸(国営加治)	13,080	—
長浦第6区	12,554	546	放水路右岸地区	10,080	—
平林地区	8,028	400	木崎第4事業区	8,500	—
県圃第3地区	10,954	1,466	木崎第5事業区	10,604	—
丸池地区	10,114	—	木崎大沼事業区	—	5,100
潟堀地区	11,014	1,700	濁川第1事業費	7,864	450
縄内地区	9,028	600	濁川第3事業費	4,864	600
大久保地区	11,728	—	濁川第4事業費	8,264	490
県圃地区	10,454	126	濁川第5事業費	5,964	220
高森地区	10,008	—	濁川第6事業費	5,364	200
高森新田地区	10,354	106	大沼地区未区画整理地	7,742	—
岡方第7区	7,028	180	岡方地区未区画整理地	5,014	—
三ッ森川原地区	16,140	1,806			

令和6年度 転用決済金一覧表

地区名	10a当り合計額 (円)		地区名	10a当り合計額 (円)	
	田	畑		田	畑
大 沼 第 1 区	237,840	10,600	葛塚県圃事業区 第1工区	141,280	19,000
大 沼 第 2 区	197,840	2,600	〃 第2工区	169,280	19,000
大 沼 第 3 区	254,840	14,000	椋 新 田 事 業 区	227,280	—
大 沼 第 4 区	321,840	27,400	源 兵 衛 分 垂 口 事 業 区	180,280	—
大 沼 第 5 区	237,240	10,480	葛 塚 第 3 事 業 区	202,800	36,120
大 沼 第 6 区	229,280	22,200	両 村 圃 事 業 区		
大 沼 第 7 区	215,840	18,000	東 部 用 水	192,280	28,800
大 沼 第 8 区	273,359	13,016	〃 大 沼 郷	283,280	—
飯 野 鼻 地 区	208,280	18,400	六 ヶ 村 用 水	182,280	28,800
福 島 潟 地 区	178,520	178,520	〃 乗 通 郷	154,280	28,800
堀 田 地 区	202,960	—	葛 塚 郷 地 区	147,560	12,800
堀 田 排 水 機 費	218,960	—	嘉 山 前 新 田 事 業 区	224,480	34,440
県 圃 第 2 地 区	166,680	8,040	木 崎 第 1 事 業 区	221,680	—
パイプ灌漑費	250,280	—	木 崎 第 2 事 業 区	206,720	—
第 2 区 長 場 地 区	150,560	6,000	放 水 路 右 岸 地 区	196,440	—
第 2 区 浦 木 地 区	150,560	6,000	木 崎 第 3 事 業 区	211,880	—
杓 子 潟 地 区	236,160	23,120	放 水 路 右 岸 (国 営 加 治)	143,000	—
浦 木 揚 水 機 費	246,160	—	放 水 路 右 岸 地 区	137,000	—
上 土 地 亀 地 区	193,760	14,640	木 崎 第 4 事 業 区	187,280	—
下 土 地 亀 地 区 第 3 区	246,560	22,800	木 崎 第 5 事 業 区	185,494	—
下 土 地 亀 地 区 第 4 区	214,560	15,600	木 崎 大 沼 事 業 区	—	102,000
長 浦 第 6 区	251,080	10,920	濁 川 第 1 事 業 費	157,280	9,000
平 林 地 区	160,560	8,000	濁 川 第 3 事 業 費	97,280	12,000
県 圃 第 3 地 区	194,671	4,911	濁 川 第 4 事 業 費	165,280	9,800
工 事 外	133,080	4,520	濁 川 第 5 事 業 費	119,280	4,400
丸 池 地 区	202,280	—	濁 川 第 6 事 業 費	107,280	4,000
潟 堀 地 区	174,587	18,769	大 沼 地 区 未 区 画 整 理 地	62,280	—
縄 内 地 区	180,560	12,000	水 管 理 施 設 費	154,840	—
大 久 保 地 区	234,560	—	岡 方 地 区 未 区 画 整 理 地	100,280	—
県 圃 地 区	209,080	2,520	★ 残存農地の受益者が将来過重負担とならないように、土地改良法に基づき転用される方より農地転用決済金として、維持管理費等負担金を一括納入して頂くための決済金一覧となります。		
高 森 地 区	200,160	—			
高 森 新 田 地 区	207,080	2,120			
岡 方 第 7 区	140,560	3,600			
三 ッ 森 川 原 地 区	301,245	14,565			

令和6年度新規事業計画

・団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業

地区名	事業費	対象施設	整備内容
県圃第1工区パイプ灌漑区 長浦岡方1-3地区	18,800,000円	県圃第3号揚水機場	電気設備更新
県圃第2地区 長浦岡方2-1地区 長浦岡方2-2地区	27,500,000円 14,000,000円	浦木揚水機場 堀田揚水機場	電気設備更新及び除塵機整備 除塵機整備
笠柳機場区 笠柳第2地区	40,000,000円	笠柳揚水機場	ポンプ設備分解整備
大沼第6区 大沼第6地区	26,000,000円	新鼻第2号揚水機場	ポンプ設備更新

【負担割合】 国 50%、県 25%、市 10%、地元 15%

★笠柳揚水機場において、令和4年度申請の電気設備の更新も実施予定としています。

・耕作条件改善事業

〈新潟北第3地区〉 事業期間：令和4年～令和6年

事業内容	事業費	整備内容	負担割合
定率助成	81,270,000円	用水路工 L=1,196m、排水路工 L=1,510m	国 50%、市 5%、地元 45%
定額助成	21,448,000円	区画拡大 1,439a、暗渠排水 312a	国 50%、施行者負担 50%

・土地改良施設 維持管理適正化事業

☆施設整備補修【実施施設】

地区名	事業費	整備内容
水管理施設工区 大沼第1号揚水機場 大沼第2号揚水機場 大沼第4号揚水機場	11,000,000円 10,000,000円 2,200,000円	水中ポンプ取替補修 水中ポンプ、高圧機器取替補修 水中ポンプ整備補修
県圃第1工区パイプ灌漑区 県圃第2号揚水機場	4,800,000円	低圧操作盤取替補修
県圃第3地区 第3号揚水機場	8,000,000円	水中ポンプ取替補修
木崎第1事業区 芋黒揚水機場 須戸第1揚水機場	5,000,000円 2,500,000円	主ポンプ整備、操作盤等更新 自給式ポンプ取替、配管補修

【負担割合】 国 30%、県 30%、農家 40% [拠出年 5ヵ年(30%/5ヵ年)、実施年度 10%]

☆防災減災機能等強化事業【実施施設】

地区名	事業費	整備内容
均等工区 長浦岡方新排水機場 新井郷排水機場	6,500,000円 1,500,000円	排水樋門自動化・コンデンサ取替 コンデンサ取替

【負担割合】 国 50%、県 20%、農家 30% [拠出年 5ヵ年(30%/5ヵ年)]

こんな時は届出を

★ 組合員資格に移動があった場合

- 組合員が亡くなられたとき
 - 土地の売買、贈与、交換、相続等をしたとき
 - 住所や組合員名を変更したとき
 - 農業者年金受給のため経営移譲したとき
 - 地目変更（農地転用等）をしたときは、組合員資格得喪通知書を提出してください。
- ※ 農業委員会への届出だけでは土地改良区の台帳は変わりませんので必ず届け出てください。

★ 土地改良施設等を使用する場合

- 土地改良施設（農道、用排水路等）を農業以外で使用するときは、他目的使用等申請書及び同意書を提出してください。

★ 農地を転用する場合

- 農地を転用するとき（公共用地への転用等）は、農地転用通知書及び地区除外申請書を提出してください。

申請書や届出用紙は、土地改良区事務所のほか、ホームページからもダウンロードできます。

職員紹介

本年4月1日付より、工務課主事を命ぜられました。

未熟者ではございますが、皆様のお役に立てるよう、誠心誠意努力をしていきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。



大枝 純也

工務課 桑野隼輔さんは
一身上の都合により、本年1月末で退職されました。

職員募集

令和6年度 1名採用予定
（中途採用）

令和7年度 2名採用予定
（卒業見込み可）

※採用条件等の詳細はホームページに掲載してあります。

小型乗用草刈機貸し出します!!

土地改良区では農用地及び農業用施設の維持管理のために防虫防除作業や草刈等を実施しております。

有料にて「小型乗用草刈機の貸出し」もおこなっております。

- 使用料（1日）
5,000円
（消費税別）



ライン公式アカウントのご案内

揚水機場における臨時の運転状況をお知らせします。

大沼福島湯
ブロック

長浦岡方
ブロック

葛塚第1
ブロック

葛塚第2
ブロック

木崎
ブロック

濁川
ブロック



水管理施設工区
大沼第6, 8区
福島湯地区

県圃第1, 2, 3
パイプ灌漑地区
三ツ森川原地区
第2灌漑地区
下土地亀第3, 4区
丸池地区
大久保地区

葛塚県圃
第1, 2工区
東部用水事業区
棕新田事業区

両村田事業区
嘉山前新田事業区
源兵衛
分垂口事業区
六ヶ村用水事業区
葛塚郷事業区
葛塚第3事業区

木崎1, 2, 3, 4, 5
事業区

濁川第1, 4, 5, 6
事業区

いつもの道でも 注意しよう



身近にひそむ
水の事故

『かけ流し』を やめましょう！

用水末端の田んぼでは、水不足をきたしています。平等に利用できるよう下流部への配慮を心掛けましょう。

降雨の際は、用水の残水と一緒に雨をポンプで排出することになるため、排水の負担が増加します。降雨時には、揚水機の早めの運転停止を実施したりして節電に努めますので、皆さんも、無駄水を無くし、用水を効率よく利用するようにご協力願います。

不法投棄は やめましょう!!



刑法の罰則には、
「5年以下の懲役若しくは
1,000万円以下の罰金
またはこの併科」
と規程されています。

◎賦課金納入期限

※口座振替日とは異なります。

第1期 令和6年 7月31日（水）

口座振替日 7月22日（月） 県内金融機関

口座振替日 7月29日（月） 県外金融機関
ゆうちょ銀行

第2期 令和6年 10月31日（木）

口座振替日 10月22日（火） 県内金融機関

口座振替日 10月28日（月） 県外金融機関
ゆうちょ銀行

☆便利な口座振替をご利用ください！

口座振替をご希望の方は、総務課までご連絡ください。
また、窓口で納入される方は賦課金通知書をご持参のうえ、当土地改良区事務所または下記の金融機関において納入いただけます。

◆ 農業協同組合

新潟市農協：全 店
北新潟農協：全 店

新潟かがやき農協：
ささかみ支店・あがの支店・京ヶ瀬支店
新津支店・亀田支店・横越支店

◆ 銀行等

第四北越銀行：全 店
はばたき信用組合：豊栄支店

新発田信用金庫：全 店

◆ ゆうちょ銀行

ご注意ください

○賦課金の未納がある農地を売買すると、新しい組合員に未納賦課金の支払い義務が生じます。
(土地改良法第42条第1項 権利義務の継承)

○賦課金の納付は土地改良法に定められた組合員の義務にあたります。組合員負担の公平性を保つため、納入が滞っている方に対しては、土地改良法及び関係法令に基づき、預貯金・不動産財産等の差押さえによる強制徴収を実施する場合があります。

賦課金を滞納されている方は、速やかに納入されますようお願いいたします。